

○茅根猛議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き，通告順に発言を許します。

9番深谷秀峰議員の発言を許します。

〔9番 深谷秀峰議員 登壇〕

○9番（深谷秀峰議員） おはようございます。9番深谷秀峰です。通告に従い質問をいたします。

まず初めに，福島第一原発以降の放射能被害対策について，3項目につき質問をさせていただきます。

まず初めに，放射能測定の実況と課題について，水道水の測定強化についてお伺いいたします。厚生労働省の発表で昨年6月以降は，全国の水道水で10ベクレルを上回った値は検出されておりません。しかし，水道水の供給減である河川への放射性物質の流失調査はまだ十分なものとは言えず，大雨によって土砂とともに放射性物質が流れ込んだり，また，除染作業によって流れ込んだりする可能性があるのではないかという指摘もされております。

本年4月1日より，食品中の放射性セシウムについては，従来の暫定基準値が見直され，飲料水や牛乳，肉や野菜，魚などの一般食品，乳児用食品など，それぞれ大幅に基準値が引き下げられました。中でも飲料水については，成人男性で1日に約2.5リットルの水分量が必要とされ，我々の生命維持に不可欠の物です。これまでは暫定基準値として200ベクレルだったのが10ベクレルの基準値になったことで，より安全性が確保できる半面，より精度の高い検査体制が要求されております。

本市においては，さきの全員協議会で示された水道水中の放射性物質検査計画に基づき，定期検査及び降水後の随時の検査を行っていくということですが，常に安心して利用できる水道水の確保の点で，今一度ご説明をいただきたいと思っております。

また，本市の各浄水場施設は，それぞれ設置されている環境条件が違い，特に簡易水道施設については，山合いを流れる沢水をろ過して利用していることを考えた場合，降水時に放射性物質が混入する可能性がより高いのではないかと懸念されてなりません。そこで，浄水施設のろ過材などについては放射性物質の検査をしているのか，ろ過材の交換は現在どのくらいの周期で行っているのかお伺いいたします。

次に，農産物等の迅速な測定策についてお尋ねをいたします。福島第一原発事故によってもたらされた放射性物質による汚染は，本市においても農作物を初めとして，さまざまところに甚大な被害を及ぼしております。生産者側では基準値を超え出荷制限になった物，出荷はできても風評で被害をこうむっているものなど，また，消費者側では本当に安心して利用できるのかという不安，どちらにしても，いつまでこうした状態が続くかわからないのが現状と言えるのではないのでしょうか。

本市では，事故後いち早く自前の測定器を購入し，市民の不安解消のため，きめ細かい検査体制に努めてきたと思っております。しかし，今年の3月から5月にかけては，市民の方々から検査を依頼しても時間がかかり過ぎる，順番待ちが長すぎるなどの声が多くあったのはどういうわけか，

まずお伺いいたします。あわせて、現在の検査状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

また、今後の方向性として、時期的に検査が込み合っても迅速に対応できるような体制づくりや、行政として政策面での各種検査をどのように考えているのかお聞きいたします。

次に、放射能除染実施計画について2点お尋ねをいたします。

まず、プラトーさとみの除染計画についてであります。国が昨年8月に定めた放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、本市においては重点調査地域の指定を受け、1月に常陸太田市放射性物質除染計画を策定したところであります。その中で措置法の対象区域として、里川町の水道施設、プラトーさとみ及びアクセスする市道、隣接の森林、県立野外活動センター及び周辺ハイキング道の3区域が除染対象とされました。本市において貴重な観光資源である里美牧場、そのキーステーションとしてのプラトーさとみ、再びオープンさせるには除染は必要不可欠な作業ですが、広大な面積の除染作業と膨大な量の除去物質の保管について、その有効性及び安全性をどのように考えているのかお聞きいたします。

次に、里美牧場内の除染についてであります。今回示された里美牧場内の除染対象区域は、約600ヘクタールという広大な面積を誇る牧場全体から見れば、その一部分であります。牧場内の他の土地は、団体や個人で借り受けて利用しているところもあり、そうしたところの放射線量の調査及び除染については、どのように考えていくのかお尋ねをいたします。

次、農産物等の東電による賠償の現状について、お尋ねをいたします。賠償請求の現状と問題点であります。福島第一原子力発電所の事故以降、福島県内を初め、関東地方一円に飛散した放射性物質は、私たちの生活に大きな被害を及ぼしております。生活基盤を根こそぎ奪われてしまった人や地域、生活の糧を得るためのすべを奪われた農業や漁業、1年以上が経過した現在でも放射能との厳しい戦いが続いております。特に農業においては、本市でも出荷制限や風評被害などで生産及び収入が大幅に減少したところもあり、その被害に対し東電に損害賠償を請求してまいりました。本市においては、原発事故で被害を受けた農産物等の賠償請求の現状はどうなっているのか。また、これまでの損害賠償請求及び賠償に際してどのような問題点が出てきているのかお尋ねをいたします。

以上、放射能物質による被害について、3項目につきご答弁をお願いいたします。

○茅根猛議長 答弁を求めます。上下水道部長。

〔鈴木則文上下水道部長 登壇〕

○鈴木則文上下水道部長 放射能測定の実況と課題についての中、水道水の測定強化についての質問にお答えをいたします。

上水道事業及び簡易水道事業の水道水中の放射性物質への対応につきましては、昨年3月11日に発生しました東京電力福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省通知により放射性ヨウ素キログラム当たり300ベクレル、乳児の摂取についてはキログラム当たり100ベクレルであります。及び放射性セシウムキログラム当たり200ベクレルの暫定基準値が示され、平成23年3月22日より検査を実施してきております。県検査結果につきましては、市のホームページ及び「お知らせ版」によりお知らせをしているところでございます。

このような中、厚生労働省通達によりまして、平成24年4月1日より水道水中の放射性セシウム134及び137の合計値がキログラム当たり10ベクレル以下という新たな管理目標値が設定されました。検査方法につきましては、検出限界値キログラム当たり1ベクレル以下のゲルマニウム半導体検出器を用い、濁度の影響を受ける表流水等については、高濁度時における十分な情報が収集されるまでの間は1週間に1回以上を目途に検査し、水道原水の濁度が高い時期の水道原水及び浄水の水質検査結果が管理目標値キログラム当たり10ベクレルを十分下回っていることを確認した後に一月に1回以上の検査とし、3カ月連続して浄水及び原水から放射性セシウムが検出されなかった場合は、以降の検査は3カ月に1回にすることができるとされております。当市におきましては、4月から6月までは週1回の検査とし、放射性セシウムが検出されなかった場合は、以降、毎月1回実施し、また、高濁度時にはその都度検査をしたいと考えております。

検査対象といたしましては、水道事業につきましては、4浄水場6水源、工業用水道につきましては、1浄水場1水源、簡易水道事業につきましては、6浄水場7水源と湯平飲料水供給施設及び岡見、笠石の14施設17水源となっております。なお、瑞竜浄水場の地下水及び原水及び水府北部浄水場の表流水の浄水につきましては、茨城県においては毎週検査を行うこととなっております。この2カ所以外の試料の検査につきましては、当市では検出限界値キログラム当たり1ベクレル以下のゲルマニウム半導体検出器を所有しておりませんので、県内の水質検査機関へ委託を考えております。

また、4月から5月までの高濁度時を含めました原水及び浄水の122試料の検査結果につきましては、市のホームページ及び「お知らせ版」によりお知らせをしているところでございますが、放射性物質については検出されておられません。今後も検査結果につきましては、市のホームページ及び「お知らせ版」によりお知らせをしてみたいと考えております。

次に、浄水施設のろ過材の放射性物質検査とろ過材の交換周期についてのご質問にお答えをいたします。

浄水施設のろ過材の放射性物質検査につきましては、ろ過材が放射性物質と結合しづらい性質を有するとともに、1日1回以上の洗浄を行い、濁質物質を洗い流しながら使用することから、今回の厚生労働省通達にも示されておられません。しかし、昨年11月に実施いたしました里美中部浄水場ろ過設備ろ過材交換及び久米浄水場活性炭ろ過設備ろ過交換の際、放射性物質検査を実施いたしましたところ、両施設とも放射性ヨウ素及び放射性セシウムは不検出でありました。今後につきましてもろ過材の交換時には、放射性物質検査を実施してみたいと考えております。

ろ過材の交換周期につきましては、維持管理指針ではおおむね10年となっておりますが、日々管理においてろ過材の汚れ、あるいはろ過水の水異常が見られた場合には、速やかに交換することとしております。

○茅根猛議長 産業部長。

〔井坂孝行産業部長 登壇〕

○井坂孝行産業部長 放射能被害対策について、放射能測定の実況と課題における農産物等の迅

速な測定策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の3月下旬から5月において測定に時間を要した状況といたしましては、1つとして、市内産干しシイタケが暫定基準値を超えていたことにより、県から出荷の自粛が要請されたこと、2つとして、今年4月から農産物等に対する新たな放射能の基準値が示され、近隣市町村においてシイタケの出荷制限となり、そのことに伴い、市内産のシイタケにおいて直売所等で販売する際、JAが放射能測定を義務づけたこと、3つ目として、旬を迎えた山菜類についても、タケノコ及び野生のコシアブラ等が基準値を超え、国の出荷制限となったことなどから、販売目的に加え自家消費の物においても安全性の確認から測定を依頼する方が増え、測定の申請件数が多くなったものであります。

3月下旬から5月までの測定件数につきましては、延べ件数で395件、1日当たり平均で約9.2件となり、多い日には1日当たり20件を測定し、3月以前の5.3件と比較しますと1.7倍でありました。また、これを測定時間に換算しますと、下処理から測定完了までの時間は約1時間を要するため、申請件数を処理するには毎日10時間程度を要し、時間外で実施をしておりますが、申請件数が多く処理件数を上回ったことから時間を要したものであります。

2点目の現在の状況としましては、6月に入り山菜類においては旬の時期が過ぎ、1日当たり平均3.5件の測定件数になったことからお待ちいただくことなく、また、当日中に測定結果を申請者にお知らせできるような状況となっております。

続きまして、3点目の今後の方向性につきましては、市の測定器が2台となったこと、また、JAにおいても近々購入することから、測定の体制について強化が図られるものと考えております。なお、今までは生産された物を中心に測定を行ってまいりましたが、今後は生産の基盤となる水田、畑の土壌及び用水並びに生産における各段階において測定を実施し、生産者が安心して農業に取り組めるよう、市及び団体等が連携した体制づくりを構築し、安全・安心な農作物の生産を推進してまいります。

次に、農産物等の東電による賠償請求の現状と問題点についてのご質問にお答えいたします。農産物等の賠償請求の現状といたしましては、平成23年6月から平成24年5月まで、JAの各部会、茨城北酪農業協同組合及び農畜産物損害賠償対策協議会が請求した件数は1,058件、請求額で1億4,089万8,000円。そのうち約84.3%の1億1,879万2,000円が東京電力より支払いがされております。このうち賠償対象協議会が取りまとめた請求件数は、27件で、賠償請求額は6,333万8,000円となっており、賠償済み額は86.9%の5,503万7,000円となっております。

続きまして、協議会が請求した賠償の状況としましては、平成23年6月から8月請求分まで本補償がされておりますが、それ以降の9月、10月請求分につきましては、9割の概算払いとなっており、11月から1月請求分につきましては、8件のうち4件が本補償され、残り4件については全額補償がされていないという状況となっております。

また、2月以降の4件につきましても同様な状況であり、賠償の時期や事務処理での時間を要していることから賠償の支払いに遅延が生じております。市としましても東京電力に対し、賠償

額の早期支払いを強く要望してまいります。

以上です。

○茅根猛議長 市民生活部長。

〔岡部芳雄市民生活部長 登壇〕

○岡部芳雄市民生活部長 放射能被害対策についてのご質問の中で、放射能除染実施計画について2点の質問がございました。

まず、1点目のプラトーさとみの除染計画についてでございますが、現在、除染作業を実施するための設計書の作成の基礎となる放射線量の再測定を実施しておりまして、この設計が済み次第除染工事に入ってまいる考えでございます。

また、議員ご指摘の国有林内に設置する除染除去土壌等の仮置き場につきましては、プラトーさとみと隣接する場所であることから、国の除染ガイドラインに従いまして、放射線の漏えいで観光客等に悪影響をもたらすことがないように、土砂等で十分に遮へいすることとしまして、設置後の放射線モニタリング調査につきましても1週間に1回以上実施するなど、安全の確保に万全を期す計画で進めてまいります。

2点目の里美牧場内の除染についてでございますが、牧場内の採草地につきましては、面的で地上1メートルの高さでの空間線量率の値が除染対象区域の指定条件である毎時0.23マイクロシーベルト以下でございます。しかし、屋根の尾根から中腹を中心とした放牧地につきましては、一部0.23マイクロシーベルト以上の値を示しておるところもございます。

放牧地につきましては、国の助言を受けまして策定した市の除染実施計画に示しておりますように、人の健康の保護の観点から除染を優先的に行うとする生活圏の範疇以外のものとして、農地及び森林と同様の取り扱いとなります。そのため、今後は放牧地の管理者である茨城県酪農業協同組合連合会から要望があれば、除染対象区域の変更について国と協議してまいることといたします。

放射能対策につきましては、引き続き市民の皆様の安全・安心を第一に適切確実に対応してまいります。

以上でございます。

○茅根猛議長 9番深谷秀峰議員。

〔9番 深谷秀峰議員 質問者席へ〕

○9番（深谷秀峰議員） 要望並びに再質問をいたします。

まず、水道水の測定強化について1点要望させていただきます。私も水に関係する仕事をしている関係で、最近特に気になっている事例を申し上げて要望したいと思います。

今年に入り、関東各県では、溪流釣りの解禁に合わせて各河川の天然の魚、ヤマメやイワナやウグイの放射能濃度検査を行いました。結果は、一般食品基準値の100ベクレルを超える魚が検出された河川がかなりの割合で出てしまいました。ちなみに、養殖の魚は検出されておられません。各河川の検査結果から見ると、まさしく航空機モニタリングで示されたように、空間放射線量に比例しているかのように放射性物質は河川に流失しております。こうしたことを考えた場合、

水道水の検査はともかく、浄水施設のろ過材の検査、交換を可能な限り早目に行っていただきたいと強く要望いたします。

次に、農産物等の迅速な測定について再質問をさせていただきます。この1年間の測定体制を見て、時期的に件数が非常に多くなる時期、そうした時期にどうしても担当する職員に過剰な負担がかかる可能性があるわけでありまして、それを考えた場合、測定体制の見直し、そして先ほど答弁にあったように、JAなど関係機関との連携を図ることが重要になってきております。また、測定器についても現在の測定器の台数で十分なのか、多くあればあるほどいいはずではありますが、最低このくらいの測定器はそろえたいというお考えがあればお示しいただきたいと思っております。

○茅根猛議長 答弁を求めます。産業部長。

○井坂孝行産業部長 まず、1点目の測定体制につきましては、4月までは職員が測定を行っていましたが、職員の負担が大きいことから、5月からは測定の補助等を行う臨時職員を雇用しまして測定を今実施しているところであります。

2点目の測定器の増設であります。購入を予定しておりますJAの測定器の設置後、測定状況等を注視し、増設が必要となる状況である場合には、JA及び東京電力と協議を行い、測定依頼に応え得るような測定器の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○茅根猛議長 9番深谷秀峰議員。

○9番（深谷秀峰議員） 少なくとも農産物等の測定において、今年の3月から5月に起こったような、市民からの苦情等が出ないような体制をぜひともとっていただきたいと要望させていただきます。

次に、牧場内の除染計画については、1点要望させていただきます。先月、里川町で住民の方々に除染計画の説明会がありました。その中で出た意見として、特に酪連の牧草地に仕事上立ち入る機会が多いということで、基準値を超える箇所が独自の測定で何カ所かあったということでもあります。市のほうでもそうした指摘があった箇所については、すぐに放射線量の調査を行ってほしい、そして先ほど答弁にあったように、今後除染計画の中に盛り込むことが可能であれば、ぜひともお願いしたいと要望しておきます。

次に、東電への賠償請求については、3点再質問をさせていただきます。先ほどの答弁にあったように、まだ賠償が完全でないところがあります。そうした方々にとっては、東電からの損害賠償があるない、もしくは早い遅いというのは、本当に死活問題であります。市のほうで何らかの助言等ができて問題解決ができるのであれば、ぜひともしてもらいたいと思っておりますが、何らかの方策を考えておられるのかどうか1点。また、何の団体にも所属せずに賠償請求をされる方は、市の賠償請求窓口は命綱であります。この窓口の設置継続の考え方はどう思っているのか、お尋ねいたします。また、非常に大事なことは、今後の風評被害の払拭に向けた市の取り組みの考え方です。この点についてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○茅根猛議長 答弁を求めます。産業部長。

○井坂孝行産業部長 まず、1点目の東電への損害賠償の全額補償に向けた方策としましては、早期の全額補償の実施に向け、県の協議会へ働きかけ、また、東京電力に対しあらゆる機会にお

いて協議，要望等を行ってまいります。

次に，２点目の市の賠償対策協議会の窓口につきましては，原発事故の収束並びに農作物等への影響が完全になくなるまで継続して設置をする予定であります。

３点目の風評被害の払拭につきましては，今後も市内外等での各種イベントに参加し，本市の農産物等の安全性のPR活動を実施してまいります。また，今後も継続した取り組みを進めていくとともに，農作物測定の強化を図り，生産者が安心して生産でき，消費者が安心して購入できるよう情報の収集及び公表に努めてまいります。

以上です。

○茅根猛議長 ９番深谷秀峰議員。

○９番（深谷秀峰議員） 最後に要望を１点申し上げて質問を終わりたいと思います。

恐らく，この放射能被害対策は，我々が生きている間は当然続くわけであります。当初の１年，２年がスタンダードな対策を立てる上で一番大事なものだと思います。ぜひとも職員の方々が一致して，そして我々議員も体制に協力しながら，非常につらい作業が続くわけですがしっかりと体制づくりを市長にはお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。